

大阪市財産条例の一部を改正する条例案

大阪市財産条例（昭和39年大阪市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項ただし書中「1に」を「いずれかに」に改め、同項第3号中「500円」を「1,000円」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 7 当分の間、第11条第1項（第7条の2、第14条、第18条、第20条又は第23条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する延滞損害金の年14.6パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大阪市財産条例（以下「改正後の条例」という。）第11条第1項第3号（第7条の2、第14条、第18条、第20条又は第23条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納入される延滞損害金について適用する。
- 3 改正後の条例附則第7項の規定は、延滞損害金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、延滞損害金のうち施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

平成25年 5 月 15 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

延滞損害金を徴収する範囲を改めるとともに、延滞損害金の割合の特例措置を講ずるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市財産条例 (抄)

(延滞損害金)

第11条 普通財産の借受人が貸付料を期限までに納入しないときは、納入期限の翌日から納入する日までの日数に応じ、貸付料（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞損害金を徴収する。ただし、次の各号の

1 に該当するときは、この限りでない。

いずれか

(1)-(2) 省 略

(3) 延滞損害金の額が500円 未満であるとき
1,000円

2 省 略

附 則

1 - 6 省 略

7 当分の間、第11条第1項（第7条の2、第14条、第18条、第20条又は第23条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する延滞損害金の年14.6パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。